特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	障害者福祉の独自制度に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、障害者福祉の独自制度に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉の独自制度に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）の規定に従い、障害者福祉に関して、区独自に行う事務のうち、条例で定める以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ・居宅介護費助成に関する事務 ・統合上限額助成に関する事務 ・補装具費の支給拡大に関する事務 ・移動支援拡大に関する事務 ・心身障害者福祉手当に関する事務 ・心身障害者福祉手当の支給に関する事務 ・重度心身障害者（児）居宅生活支援事業 ・重症心身障害者（児）通所事業拡大に関する事務 ・障害者（児）日常生活用具及び住宅設備改善費の給付拡大に関する事務 番号法の規定に従い、障害者福祉に関して、都独自に行う事務のうち、以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ・重度心身障害者手当に関する事務 ・自立支援医療（精神通院医療）に関する事務
③システムの名称	1福祉総合システム　2システム共通基盤　3税務システム

2. 特定個人情報ファイル名
障害者福祉ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　番号法　第9条第1項　別表第一第8項、第11項、第12項、第13項、第14項、第34項、第47項、第84項、第97項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 3　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）　第2条表61の2項 4　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条別表第一第2項、第3項、第4項、第5項　別表第二第2項、第3項、第4項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限） 2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条別表第一第2項 3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年10月15日東京都条例第111号）別表第一第3項、第4項 4　港区心身障害者福祉手当に関する条例 5　東京都重度心身障害者手当条例	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　障害者福祉課
②所属長の役職名	障害者福祉課長

6. 他の評価実施機関
自立支援医療については東京都知事も評価実施

自立支援医療については東京都知事も評価実施

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所　区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所　区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所　区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所　区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所　区民課 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部　障害者福祉課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部　障害者福祉課　障害者福祉係 電話番号　03-3578-2386
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所持者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月5日	事務の概要	移動支援拡大に関する事務	法内事業に記載	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	障害者(児)日常生活用具及び住宅設備改善費の給付拡大に関する事務	法内事業に記載	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	居宅介護費助成に関する事務	居宅介護費助成	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	統合上限額助成に関する事務	統合上限額助成	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	補装具の支給拡大に関する事務	補装具の支給	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	心身障害者福祉手当に関する事務	心身障害者福祉手当支給に関する事務	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	重症心身障害者(児)通所事業拡大に関する事務	重症心身障害者通所事業	事後	条例の制定
平成27年10月5日	事務の概要	記載なし	重症心身障害児通所事業	事後	条例の制定
平成27年10月5日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	2.(仮称)港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護、利用及び提供に関する条例	2.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)　第11条の2第1項別表第一　第2項、第3項、第4項、第5項　第11条の2第2項別表第二　第2項、第3項、第4項	事後	「港区個人番号利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」の公布による
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報　3. 個人番号の利用　法令上の根拠	2.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)　第11条の2第1項別表第一　第2項、第3項、第4項、第5項　第11条の2第2項別表第二　第2項、第3項、第4項	2.港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)　第11条の2第1項別表第一　第2項、第3項、第4項、第5項　第11条の2第2項別表第二　第2項、第3項、第4項、第5項	事後	区条例別表の追加
平成29年2月1日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	なし	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、障害者福祉に関して、都独自に行う事務のうち、以下の事務について、特定個人情報を取り扱う。 ・重度心身障害者手当に関する事務 ・自立支援医療(精神通院医療)に関する事務	事前	情報連携開始のため
平成29年2月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	なし	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第16項、第21項、第22項、第23項、第28項、第31項、第79項、第108項、第109項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第10項～第12項、第20項、第53項、第68項、第69項、第108項～第110項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日東京都条例第111号) 別表第一第3項、第4項 3　港区心身障害者福祉手当に関する条例 4　東京都重度心身障害者手当条例	事前	情報連携開始のため
平成29年2月1日	Ⅰ関連情報　6. 他の評価実施機関	なし	自立支援医療については東京都知事も評価実施	事前	情報連携開始のため
平成29年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	障害者福祉課長　加茂　信行	障害者福祉課長　横尾　恵理子	事後	人事異動に伴う変更
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日東京都条例第111号) 別表第一　第1項、第2項、第3項、第4項	3　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)第2条　表61の2項	事後	根拠法令修正
平成29年5月22日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (別表第二における情報提供の根拠)第16項、第21項、第22項、第23項、第28項、第31項、第79項、第108項、第109項、第120項 (別表第二における情報照会の根拠)第10項～第12項、第20項、第53項、第68項、第69項、第108項～第110項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日東京都条例第111号) 別表第一第3項、第4項 3　港区心身障害者福祉手当に関する条例 4　東京都重度心身障害者手当条例	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日条例第28号)　第11条の2第1項　別表第一第2項 3　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年10月15日東京都条例第111号) 別表第一第3項、第4項 4　港区心身障害者福祉手当に関する条例 5　東京都重度心身障害者手当条例	事前	根拠法令修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月21日	I 関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一第8項、第11項、第12項、第13項、第14項、第34項、第47項、第84項、第98項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 3　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条　表61の2項 4　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例第28号） 　第11条の2第1項　別表第一第2項、第3項、第4項、第5項 　第11条の2第2項　別表第二第2項、第3項、第4項、第5項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項　別表第一第8項、第11項、第12項、第13項、第14項、第34項、第47項、第84項、第97項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 3　特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条　表61の2項 4　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例第28号） 　第11条の2第1項　別表第一第2項、第3項、第4項、第5項 　第11条の2第2項　別表第二第2項、第3項、第4項	事後	番号利用根拠法令修正
平成30年5月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報　5.評価実施機関における担当部署　②所属長	障害者福祉課長　横尾　恵理子	障害者福祉課長	事後	氏名記載不要となったため
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和1年6月14日	Ⅳ　リスク対策　　全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和3年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	対象人数を再判断したため
令和3年6月30日	I 関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	1　番号法第19条第9号（特定個人情報の提供の制限）	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	対象人数を再判断したため
令和5年6月21日	I 関連情報　3個人番号の利用　法令上の根拠	4　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年6月30日条例第28号）　第11条の2　別表第一第2項、第3項、第4項、第5項　第11条の2　別表第二第2項、第3項、第4項	4　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条　別表第一第2項、第3項、第4項、第5項　別表第二第2項、第3項、第4項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	I 関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	2　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第11条の2　別表第一第2項	2　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条　別表第一第2項	事後	条例改正のため
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年10月3日	事務の概要	前略 ・心身障害者福祉手当に関する事務 ・重度心身障害者（児）居宅生活支援事業 後略	前略 ・心身障害者福祉手当に関する事務 ・心身障害者福祉手当の支給に関する事務 ・重度心身障害者（児）居宅生活支援事業 後略	事前	公金受取口座登録制度の開始による変更
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	記載修正のため
令和7年5月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	記載修正のため
令和7年5月21日	Ⅳ　リスク対策　8.人手を介在させる作業　11.最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更のため
令和8年6月5日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	記載修正のため